

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○義家委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

東京オリンピック・パラリンピックが近づいてきていますけれども、オリンピック選手については水際対策の例外措置を認めるという話が出てきております。その是非はおいておくとしまして、やはりオリンピック選手だけではなくて必要に応じてこれを考えて柔軟な対応をすべきときがあるのではないかとこの観点からお尋ねしますけれども、ウイシュマさんの御遺族から、先ほど来お話が出ていますとおり、昨日オンラインでお話を伺ったんですが、御遺体と対面したいということと五月一日に来日するそうです。一刻も早く御遺体に対面したいとおっしゃっていましたけれども、それは可能なのかどうか、大臣に伺います。

〔委員長退席、宮崎委員長代理着席〕

○上川国務大臣 御家族の方が今後来日される意向をお持ちであるということと伺っております。その際には、法務省といたしましても関係省庁と

も連携の上で可能な限りの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○階委員 最近の政府の対応を見ると、コロナ対策にしても水際対策にしても五輪対策になっているんじゃないか、本末転倒になっているんじゃないか。

私は、水際対策をやるにしても、五輪の選手をもし優先するのであれば、ほかにもっと優先すべきところもあるんじゃないか。オリンピック憲章でもそういうことがうたわれているわけです。オリンピックの根本原則として、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すとか、全ての個人はいかなる種類の差別も受けることなくオリンピック精神に基づきスポーツをする機会を与えられるとか、そういったことがあるわけです。

こういったオリンピック精神をしつかり体現するのが日本でオリンピックを開催する意義だと思わなければならない。実際には、オリンピック選手だけを水際対策で優遇したり、あるいは人間の尊厳が踏みにじられるような形で何の落ち度もなく亡くなったスリランカの女性、こうした方がいらつしやったりということと、オリンピック憲章が実践されていないのではないかと、そこでオリンピックをやる意義があるんだらうかという疑問も生まれるわけです。

このオリンピック・パラリンピックを開催する意義、これは、大臣、どこにあると考えていますか。

○上川国務大臣 まさに世界の団結の象徴として

世界中に希望と勇気をお届けできる大会ということで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会につきましては、コロナ禍ということでございますので、そして感染対策を万全なものとしてこれを実現する、こうした決意の下で準備を進めているところでございます。

安全、安心な東京大会の実現ということになりますと、総力を挙げて取り組んでいくということとでございますので、必要な措置についても検討してまいりたいと考えております。

○階委員 人間の尊厳の保持とか、いかなる種類の差別も受けることがない、こういうことを世界に知らしめるオリンピックにすべきだと私は思っています。その点について大臣はどうお考えになりますか。

○上川国務大臣 今、大きく調和の取れた世界の中で誰一人取り残さないという仕組みをしつかりと打ち出していく、この大変大事な、誰一人取り残さないという基本的な人権というのはベースにあると思います。

スポーツはスポーツを通して夢と希望を与えるものであります。そうした中で、世界各国の選手たちのこうした自己努力、また、それに対してのエールを送りながら、そしてそのお互いのきずなを強めていくということが趣旨でございますので、いろいろな思いで、この間、長い歴史がございます。

委員おっしゃった点も非常に重要な点であると私自身は認識しております。

○階委員 是非、オリンピック精神を体現するた

めに、いろいろな法律制度というものを考えていくべきだと思いますよ。

それで、そういう中で、今回の法案について、いろいろな問題が出ておりますけれども、まず、前提となる入管施設、先ほど寺田さんが言ったように、ちゃんと信頼性が持てる運用をされているのかどうかという観点からお尋ねしますけれども、スリランカ女性の件だけでなく、過去に入管の施設内で死亡事案が繰り返し起きていますので、このことについて、なぜそういうことが繰り返されるのか、大臣の御所見をお願いします。

**○上川国務大臣** 入管の収容施設は、大切な命を預かる施設でございます。被収容者の御健康保持また、必要な診療その他の措置を講ずるということ、死亡事案などが生じることがあってはならないというふうに思っております。処遇全般を適切に行うということ、これは出入国在留管理行政の責務というふうに認識をしているところでございます。

今、過去の死亡事案についての御言及もございましたけれども、その上で、入管施設、収容施設におきましてどのような死亡事案があったのか、その経緯はどうかという点については、様々であると承知をしております。死亡事案が生じた理由についても、個々の事案の具体的内容を踏まえてしっかりと把握する必要があります。と考えると考えられるところでございます。

今回の事案につきまして、亡くなった方が継続的に体調不良を訴えられて、庁内の診療室、また外部の総合病院で診療を行っていた中で死亡に至

った事案ということでございます。私自身、そのことについて大変重く受け止めさせていただきまして、即時調査をするようにというふうに指示したところでございます。先ほど来、命を預かっている施設ということでございますので、それに對して適切な対応をしてきたのか、そして、どこにどういった課題や問題があったのか。

かつての死亡事案について、その都度対応してきているところではありますが、今回につきましても、しっかりと可能な限りの調査をするということが前提であるというふうに思っており、中間報告もキョカラッシュウというか対応してきたところでございます。

今、第三者の方々の参加も得まして、可能な限り速やかな最終調査結果の取りまとめをし、そして事実関係の調査検討を行うということ。そして、何よりも、今も大切な命を預かっている施設でございますので、必要な改善策、特にコロナ禍ということでありまして、それはこの調査が出る出ないにかかわらず健康管理については万全を期すようにということで、強い指示を重ねてしているところでございますが、そうしたことも含めまして、本事案に対しての評価判断を最終報告においてお示しする方針でございます。

こうしたことを繰り返さないようということでございますので、第三者の目を含む公正、客観的な観点からの再発防止策も講じてまいりたい、取りまとめてまいりたいと思っております。

**○階委員** 過去の死亡事案について、その都度対応してきたと大臣はおっしゃっていましたが、

も、その都度対応してきたら繰り返されるわけがないわけですし、反省とか教訓を生かすという体質がないから繰り返されるわけです。

ところで、その都度対応してきたと言われているけれども、大臣、これまで何度も法務大臣をやられて、自分が在任中に入管の施設で病気とか自殺で何人亡くなられたのか把握されていきますか。

**○上川国務大臣** 申し訳ございません。今、直ちにお答えすることができない状況です。

**○階委員** 何ですか、その答弁は。

その都度対応してきて、重く受け止めてきた。御自身が大臣の在任中を聞いていますよ。御自身の在任中ですよ、全部を言えと言っていますよ。何でそんなことも答えられないんですか。全然重く受け止めていないじゃないですか。反省も教訓も生かされないからこういうことが起きるんじゃないか。責任を感じませんか。

**○上川国務大臣** 様々な事案があるということについてはもちろん承知をしております。命を預かる、今の、現在生きていらっしゃる方々でありますので、そういった方々の命を最善に考えて取り組んでいくように指示をし続けてきているところでもあります。特に、コロナ禍ということもございまして、更にそのことの中でストレスを抱えられるあるいは家族との面会等も含めまして、対応するようになるということで指示をしてきているところでございます。

**○階委員** 実は、大臣が過去の法務大臣在任中も含めて、四人亡くなっていますね。四人も亡くな

っているんですよ、今回のスリランカ人女性を含めて。これでまた同じようなことが起きかねないから、今回、真相究明をしっかりやるべきだと言っているわけですよ。その都度対応してきたなんて全く説得力ないですね、大臣が在任中だけでも四件起きて。

それで、今回、スリランカ女性の真相解明という中で、病状を把握するための録画記録の公開を我々は求めています。遺族の方も求めています。それで、遺族の方と昨日オンラインでお話しして、最初はまず自分たちに見せてくれというお話でした。その上で判断したいというお話でした。

そのときに、どうも食い違いがあったのは、御遺族は、私たち国会議員だけじゃなくて、世の全体に公開する話だと思っていたらしくて、その後のやり取りでは、国会議員が真相を解明して法案の審議に役立てるということで、国会議員の範囲で見せるということであれば遺族としては全く問題ないというようなお話でありました。

そこで、私は、繰り返しされる入管施設での死亡事案、こうしたことを起こさないためにも、適切に收容者の処遇はされるようにしていかなくちゃいけないと思っています。

今回、私の資料にありますとおり、黒塗りの方を見てください。本来であれば、病気の方は仮放免の対象にしてしかるべきなんです。この仮放免運用方針、黒塗りのちよつと下の部分に、「仮放免を許可することが適当とは認められない者は、送還の見込みが立たない者であっても收容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となる

まで收容を継続し送還に努める。」というふうになっていきます。

裏から読めば、收容に耐え難い傷病者については仮放免を許可するということなわけですから、これも、今回のスリランカ女性については、この收容に耐え難い傷病者であったというふうには認定されなかったということではないですか。

○松本政府参考人 お答えいたします。

亡くなられた方が継続的な体調不良を訴え、かつ、支援者の方からも様々な申し入れを受けていた中で、庁内又は外部病院の医師による診察を行っていたものの、死亡という結果に至ったことについて重く受け止めております。

その上で、亡くなった方の收容を継続した判断が適切であったか否かの評価、検討におきましては、出入国在留管理庁といたしまして、従来から仮放免の判断に当たり、健康状態を適切に考慮する方針としておりましたこと、さらに、コロナ禍への対応として、仮放免の積極的な活用を行っていた事実を十分に踏まえる必要があると考えております。

本事案につきましては、第三者も含む調査チームにおいて今後行います専門家等の聞き取りなどの結果等も踏まえて、入管職員の対応や医療的対応の問題点等について評価、検討を行いますところ、これらの事実、すなわち、本件等、仮放免方針等も十分に踏まえた検証を行う必要があると認識しております。

○階委員 「宮崎委員長代理退席、委員長着席」  
質問をすり替えないでください。当時

の判断を聞いているわけですよ。あれだけ健康だった、スリランカにいた頃は献血するぐらい健康だった方が、收容されてから半年ちよつとでもう歩けないぐらいになって、体重も激減して、亡くなられているわけです。にもかかわらず、当時の判断としては、收容に耐え難い傷病者には当たらないということだったというものでいいんですね。当時の判断を聞いていますよ。その判断が妥当かどうかという話ではありません。そこを明確にお答えください。

○松本政府参考人 お答えいたします。

名古屋入管局としては、仮放免指針等の仮放免事由に当たらないということでは不許可にしたというふうには認識しておるところでございます。

○階委員 恐るべきことだと思えますよ。それで亡くなっているんですからね。びっくりしますよ。それで、今日、また新たな事実が新聞記事で出てきました。

今朝の東京新聞ですけども、亡くなられた方の緊急搬送された病院での血液検査、多数の異常値が出ていたと。医師の判断、これは検査したとは別の医師の判断ですけども、驚くような異常値がずらりと並んでおり、全身状態が悪い、意識障害を起こす重症の糖尿病で、脱水と併せ、腎不全や高カリウム血症を起こし、貧血も高度、致死的不整脈を誘発するレベル、専門的な医療機関に即入院して治療すべきだったというようなコメントもあるわけです。

即入院のレベルというようなことが言われるぐらいの病状だったにもかかわらず、当時、收容に

耐え難い傷病者でないという判断をしているんですね。

これだと、とてもじゃないけれども、入管施設に大切な命を預かってもらうわけにいかないでしょう、どう考えたって。まずそこをきちっとしないと、法改正という議論には行かないですよ。どうですか、そこ。

○松本政府参考人 お答えいたします。

当時の名古屋入管局の判断がどうだったのかというところは、まさにしっかりと検証したいと思っております。

かつ、現在収容中の者につきましても、大臣の指示を受けまして、その健康状態等も、あるいはそれ以外の個々の状況に応じて、仮放免が可能かどうかというところを個別に今判断しているところでございます。

いずれにしても、運用は大事だと思っております。

○階委員 ですから、こういう事案で、こういう血液検査の結果があるにもかかわらず、収容に耐え難い傷病者でない判断をしたということが、きちんと、公正中立、公平中立、客観的になされているかというところを見るために、この中間報告注目していたわけですが、先日出ているのとおり、その内容に信憑性が欠けるといふことなので、我々国会としても、法案審議の前提として、やはり客観的事実を知りたい。

そこで、録画記録を、全員にどうか世の中全体に公開しろとは言わないですよ、国会には秘密会という制度もありますから、秘密会でもいいで

すから、国会議員には公開すべきだ。これは遺族も認めていますから、遺族のプライバシーの問題はない。それから、保安上の問題も、我々を信用していただきたいと思えます、国会議員ですから。そうしたことを考えて、私は録画記録の公開の必要性も許容性もあると考えますけれども、大臣の見解をお願いします。

○上川国務大臣 ただいま委員から御指摘のビデオ映像の記録につきましては、出入国在留管理庁から、収容施設の設定の状況、また職員等の状況を撮影したものであり、保安上の観点などから、その取扱いについては非常に慎重な検討を要し、公開は適切でないという旨の報告を受けているところでございます。

その上で、国会におきましての資料の提出の求めに関する事項につきましては、国会の御判断が示された場合には、法令の許す範囲内で誠実に対応してまいりたいと思っております。

○階委員 とところで、先回の質疑で、このビデオ、第三者と言われるその中間報告に関わった人たちには見せていないということでしたけれども、これからは見せるというような話も事務方から伺っています。それは事実でしょうか。

○松本政府参考人 お答えいたします。

現時点では、五名の方々にビデオの一部はお見せしております。さらに、最終報告に向けて、全てのビデオについては御覧いただく予定でございます。

○階委員 そうだとすれば、なぜ、その方たちには見せられて、国会議員には秘密会でも見せられ

ないんでしょうか。大臣、お答えください。大臣の判断を大臣に聞いています。大臣、お答えください。

○上川国務大臣 今、最終報告に向けまして、この委員会の中で委員の皆様から御指摘いただいたことも踏まえまして、先ほど申し上げました点は繰り返し申し上げます。調査をしっかりと踏まえ、最終報告に向けまして、調査をしっかりと踏まえ、改善策も含めまして、しっかりと取りまとめをさせていただきたいというふうに考えております。

○階委員 答えていません。なぜ、第三者と言われる方には見せるのに、我々国会議員には秘密会でも見せられないんですかと聞いています。お答えください、その理由を。

○上川国務大臣 今、出入国在留管理庁の中に調査チームをしっかりとつくり、また同時に、第三者の方々からしっかりとその資料につきましてもまた御意見をいただきながら、さらに調査を含めまして、最終的な、最終資料として、最終報告書をまとめる段階にございます。途中段階ということでございます。

私からはそれ以上のことを申し上げるということとは適切でないと思っております。（階委員「答えていません、質問に答えてください」と呼ぶ）

○義家委員長 上川法務大臣。ただいまの協議中の速記は止めたという扱いにしてください。

○上川国務大臣 先ほど申し上げたとおり、今、

最終報告に向けまして、それぞれ御意見をいただいたところも踏まえ、最終報告をまとめる状況でございます。検証をまさにしている最中でございます。第三者の方々の、しっかり、五人の方にも意見を聴取しながら、客観、公正な最終報告にまとめさせていただくプロセスということでございますので、その意味で、その第三者の方に対してどのような情報を提供するかということについては、まさに、検証、調査のチームの中のことでございます。

最終報告の中では是非御判断いただきたい。そして、先生方からの御意見、御指摘に対しましては、さらに調査も含めまして、しっかりと対応するものと思っております。

**○階委員** まず、いろいろ、ビデオを見せるためには慎重な検討が必要だと言ったんですけれども、その第三者と言われる方々には見せるという判断をされたわけですね。であれば、常に見せられないというものでもなくて、大臣の判断によつて見せることも可能なわけですから、可能だということであれば、第三者と言われる方々にも見せるのであれば、我々国会議員、法案審議の前提として必要な情報です、別に、ビデオですから、ダビングすれば両方で見られるわけですよ。第三者の人たちが見ることを妨げることもないわけです。だから、私たちにも公開していいんじゃないんですか、なぜ私たちには見せられないんですかということをお尋ねしています。その点、さっきから全然答えていないんですよ。

なぜ、第三者には見せるのに、我々には秘密会

にしても見せられないのか、その点を明確にお答えください。

**○上川国務大臣** 調査、検証チームを設定をして、この間、いろいろな情報についてヒアリングをしたり、また様々な情報を得た上で、この最終報告に向けまして取りまとめをしていく、委員からも連休前にとりような期限付の御指摘もございましたが、しっかりと丁寧にやっていく必要があるということ、しかし迅速に対応していく必要があるということでございます。

委員の方々につきましては、まさにこの最終報告の中で御指摘をいただく方々でございますので、私から、そのことにつきまして、今、指示をし、お願いをしている立場でございますので、そうした方々の様々な判断を踏まえた上での最終報告を待ちたいというふうに思っております。

**○階委員** いや、だから、別に第三者の方々に見せるなど言っているわけではありません。その判断を問題にしているわけじゃなくて、そちらにも見せるということは、なぜ我々には見せられないのかということを尋ねているわけですよ。何回言っても同じことじゃないですか。なぜ我々には見せられないのか。

そして、先ほど御遺族にも見せられないというような答弁もありましたけれども、なぜ、第三者には見せられるものを、我々国会議員あるいは御遺族の方々、見せられないのか、その合理的な理由を納得できるように説明してくださいとさっきからずっと言っています。お答えください。大臣に尋ねています。

**○上川国務大臣** ただいま委員から御指摘のビデオ映像の記録につきましては、収容施設の設備の状況、職員の状況等を撮影したものであり、保安上の観点などから、その取扱いについては非常に慎重な検討を要し、公開は適切でないという旨の報告を受けているところでございます。

国会における資料の提出のお求めに関する事項に関しまして、これはビデオも含めてということでありまして、これはビデオも含めてということでも示された場合には、法令の許す範囲内で誠実に対応してまいりたいと思っております。

今、検証チームが、検証のための最善の努力をさせていただいているところでありまして、それに必要な部分につきましては、御検討をいただくための必要な資料についてはお出しをする方向で今動いていると私自身は推察をしております。

私自身、むしろ、中立公正で調査をしていただきたいという趣旨でこの間の努力をしてきたところでございますので、その意味で、私の方からとかということについては、私自身は控えていくべきことではないかというふうに思っております。

**○階委員** 全く合理的な理由も納得できる説明もなかったですね。

そもそも、この見せていいという第三者なんですけれども、これは私の資料の裏側にも書いていますけれども、大臣が、本件の調査について客観性、公平性を担保するため、外部の第三者を調査に加えるよう指示を受けたということで、大臣から指示を受けてこの第三者という方が任命されているわけですが、名前が全く明かされてい

ません。そして、その方々たちは、入国者収容所等視察委員会の現委員又は元委員ということで、純粹な第三者ではなくて、元々入管庁と関わりがあった方たちなんですね。それで本当に第三者と言えるか。名前も明かさないうで、客観性、中立性、透明性、担保できるのか。こういうことが疑問としてあるわけですよ。

大臣がそのような指示を出したんですか、人選であるとか、あるいは名前を出さなくていいとかそれは大臣の指示ですか。お答えください。

○上川国務大臣 私は、今回の調査に当たりましては、死亡に至る診療状況、経過、また対応状況につきまして、正確な事実関係を速やかに調査をするという趣旨、体調が悪くなりまして、その間、診療の部分と、庁内におきましての医師の診断あるいは看護の状況、そして外部の、全部の診療科目をカバーしているわけではありませんので、外部の病院、これも、提携先のところもありますけれども、物によってはそうじゃないところの御紹介もいただかなければいけない、こういったことを、出入国在留管理庁の現場の中では日頃から動いているところでありますので、そういったことをしっかりと調査をしていく。そして、体調が悪くなつて死亡になったというこの経過についてしっかりと調査をする。この事実関係の正確な調査が非常に重要であるということから指示をしたところであります。

しかも、客観性、公平性ということでありましたので、第三者の方々に調査に加わっていただくこのことについても、チーム編成について、第三

者の方に入っていただくように、こういう指示をしたところでございます。

そうした指示を受けて、出入国在留管理庁でチーム編成をした上で、今調査が行われている、こういう理解を私自身はいたしております。

○義家委員長 申合せの時間が過ぎておりますので、おまとめください。

○階委員 長々答えられますけれども、肝腎なこととは答えないんです。

第三者を、どういう人を選ぶのかというのは、大臣が具体的に指示をしたわけではないということとでいいですね。

○義家委員長 申合せの時間が大幅に過ぎておりますので、簡潔に、大臣、お願いいたします。

○上川国務大臣 第三者の御指摘がしっかりと生かされるということが、客観、中立であるということの大変大事な点であるというふうに思っております。中の捜査で、自己調査ということではなく、第三者のしっかりとした御指摘をいただくということとでございます。

その意味で、第三者の方々にも調査チームの中でしっかりと御意見がいただけるように体制を組むように、このことを指示したところでございます。

○階委員 要は、具体的な人選は役所任せ、そこでお手盛りの調査になって、名前も出せない、こんな調査を信用せよとは到底我々は納得できませんし、私たちにもビデオを公開してもらって、ちゃんと検証する責任と権利があるということをし上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。